

# 医療事故等に関する 患者支援法案の提案

2007年11月11日

第2回 現場からの医療改革推進協議会  
医療事故ワーキンググループ  
代表 上 昌広

# 目次

- 患者の願い
- 厚労省による検討経緯
- 医療が刑事の対象とされた背景
- 厚労省による重複組織
- 厚労省の願い
- 患者の願いを実現する制度設計

# 患者側と医療側の願いは同じ

## 患者側の願い

向き合って誠意ある  
対応をしてほしい

真相を知りたい

2度と起こらないように  
してほしい

適正な金銭賠償

## 医療側の願い

医学的にきちんと  
説明したい

臨床経過中に  
何が起きたか知りたい

再発抑制に  
役立てたい

適正な金銭賠償

対話の場が必要

# 目次

- 患者の願い
- 厚労省による検討経緯
- 医療が刑事の対象とされた背景
- 厚労省による重複組織
- 厚労省の願い
- 患者の願いを実現する制度設計

# 厚労省による検討会

3月9日～4月20日

厚労省試案

役人の意見

第1回パブコメ

国民の意見

4月20日～8月10日

診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会

10月17日

厚労省第2次試案

役人の意見

第2回パブコメ

国民の意見

委員の意見

10月26日～

診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会

委員の意見

# 厚労省の検討会は刑事罰を念頭に

## 座長: 前田 雅英

鮎澤 純子  
加藤 良夫  
木下 勝之  
楠本 万里子  
児玉 安司  
堺 秀人  
高本 眞一  
辻本 好子  
豊田 郁子  
樋口 範雄  
南 砂  
山口 徹  
山本 和彦

## 前田座長は

実務・現場経験のない刑法学者、厳罰主義者  
歴任:

- ・日本刑法学会理事
- ・警察大学校特別捜査幹部研修所講師
- ・警察庁政策評価研究会委員長
- ・警察庁総合セキュリティ対策会議委員長
- ・警察庁「少年非行防止法制の在り方に関する研究会」座長

ウィキペディアから抜粋

少年法と入国管理の強化や**厳罰化**によって  
治安を取り戻そうと主張

「日本の治安は再生できるか」前田雅英著

かつてはリベラル刑法学者として名を馳せたが、  
転向後は行政機関の委員を渡り歩いている。

はてなダイアリーから抜粋

# 第1回パブコメの結果

意見を提出した5,874人のうち5,716人(97.3%)は「現場からの医療改革推進協議会」の意見書に賛同

国民の意見

国会はこれを議論

5月14日

鈴木 寛 参議院議員

「例えば、現場からの医療改革推進協議会のワーキンググループがパブリックコメントに対して5,716の方が署名をして意見を出しておられます。…学会の代表も出されております。…こうした議論を大臣、重く受け止めていただいて、遺漏なきよう対応していただければと思いますが、いかがでございましょうか。」

柳沢伯夫 厚生労働大臣

「今、委員の言及されました現場からの医療改革推進協議会ワーキンググループの方々からもコメントをいただいたところでございます。…今後、これらの御意見を十分踏まえまして…取り組んでまいりたい」

厚労省はこれを無視

# 目次

- 患者の願い
- 厚労省による検討経緯
- 医療が刑事の対象とされた背景
- 厚労省による重複組織
- 厚労省の願い
- 患者の願いを実現する制度設計



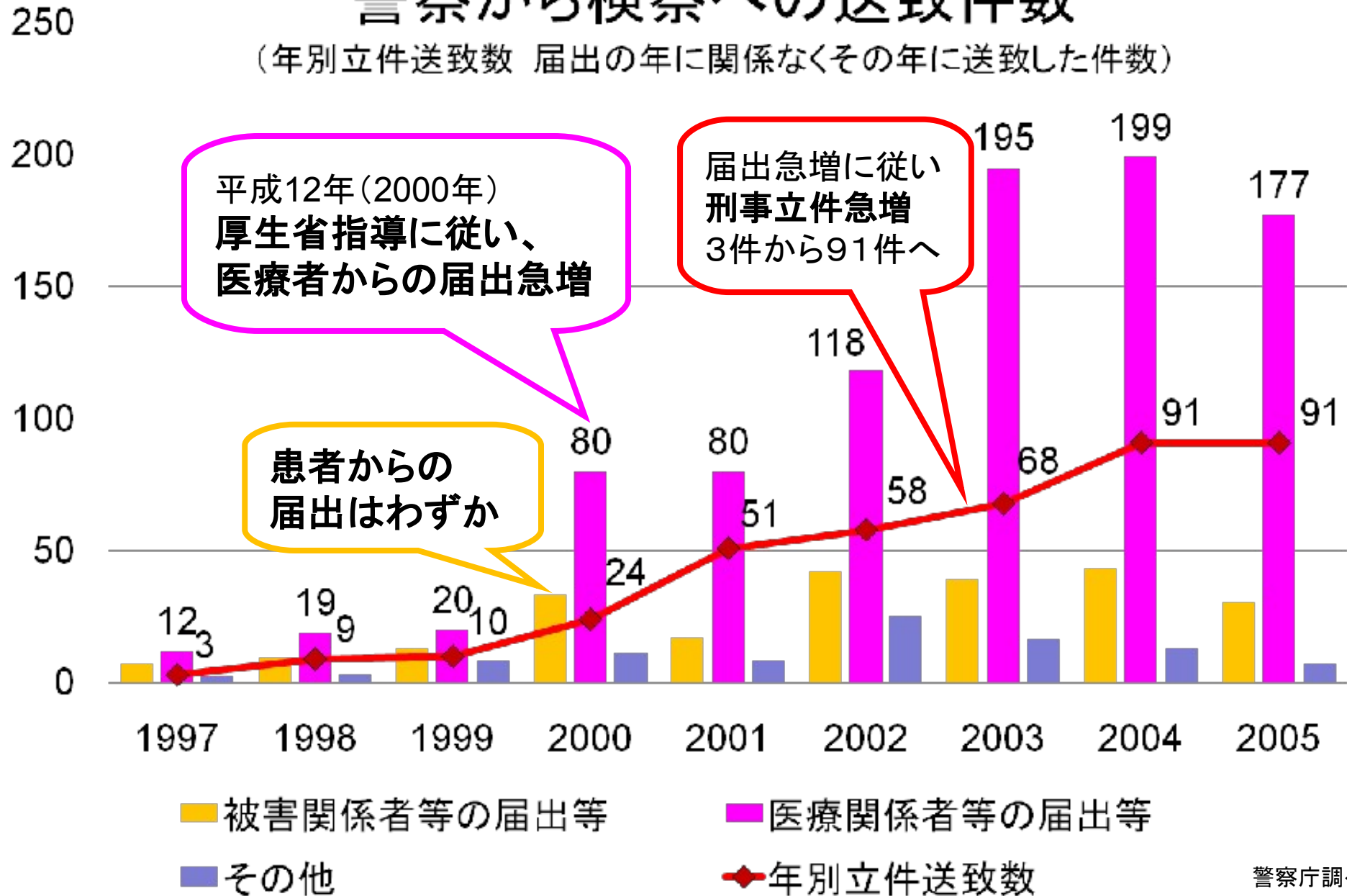
# 医療が刑事の対象とされた背景

## マスコミ報道の影響で21条を拡大解釈した 厚生省が原因？

- 1949(昭和24)年 厚生省は(医発385 医務局長通知)  
医療は警察への届出対象ではないと周知
- 1999年、2000年 マスコミ報道件数 急増
- 2000年 厚生省が21条を拡大解釈、  
医療者へ医療過誤の警察届出を指導  
(国立病院マニュアル、死亡診断書記入マニュアル)
- 厚生省指導に従い、医療者から警察への届出急増
- 警察への届出増加に従い、刑事立件 急増

# 医療関連の警察への届出件数と 警察から検察への送致件数

(年別立件送致数 届出の年に関係なくその年に送致した件数)



平成12年(2000年)  
厚生省指導に従い、  
医療者からの届出急増

届出急増に従い  
刑事立件急増  
3件から91件へ

患者からの  
届出はわずか

# ロハス・メディカル発行人 川口恭氏 の検討会傍聴記録

元朝日新聞記者

飯田英男委員・元検事・弁護士

「刑事医療過誤事件が増えたのは  
特に大規模病院を中心とした届け出が増えたためであり  
捜査側が積極的に立件しようとしているなどというのは  
根も葉もない話に過ぎない。」

警察庁の太田裕之刑事企画課長

「警察として医療事故を一生懸命やっているという認識はない。  
あくまでも届け出が増えたから送致も増えたに過ぎない。」  
「議論になっている医師法21条の届け出義務違反に関しても、  
立件したのは全て業務上過失が主にある事案。  
21条単独で立件したケースは一件もない。」

# 目次

- 患者の願い
- 厚労省による検討経緯
- 医療が刑事の対象とされた背景
- 厚労省による重複組織
- 厚労省の願い
- 患者の願いを実現する制度設計

# 厚労省による重複組織の設立

- 6年前から「医療事故情報収集等事業」  
目的：医療事故の発生予防・再発防止のため
- 6年前から「医療安全支援センター」(既に122か所以上)  
目的：医療の安全に関する情報の提供等
- 2年前から「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」  
目的：医療事故の発生予防・再発防止
- 計画中 「診療関連死の死因究明を行う組織」  
目的：不幸な事例の発生予防・再発防止等

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/jiko/index.html>

[http://www.oyako-net.com/medicine\\_info/2005825\\_0508252030/](http://www.oyako-net.com/medicine_info/2005825_0508252030/)

<http://www.med-model.jp/jigyuu.html>

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/04/dl/s0420-11b.pdf>

# 厚労省重複組織の目的は達成されたか？

IOM “To err is human” 2000 「報告の目的はデータ収集ではない。報告を集めて何もしないのは何ら有益な目的に資することはない。」

「医療事故情報収集等事業」を実際に役立てたか

全職業(951人)

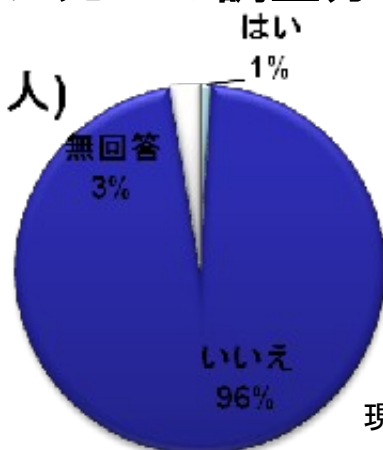


医師のみ(587人)

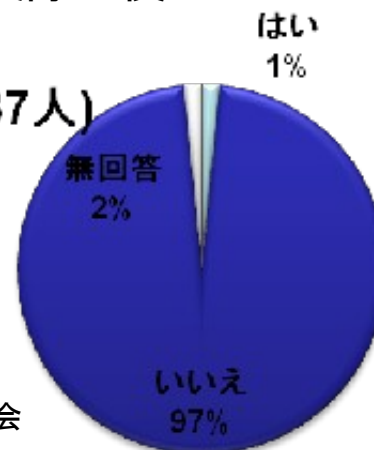


「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」を実際に役立てたか

全職業(951人)



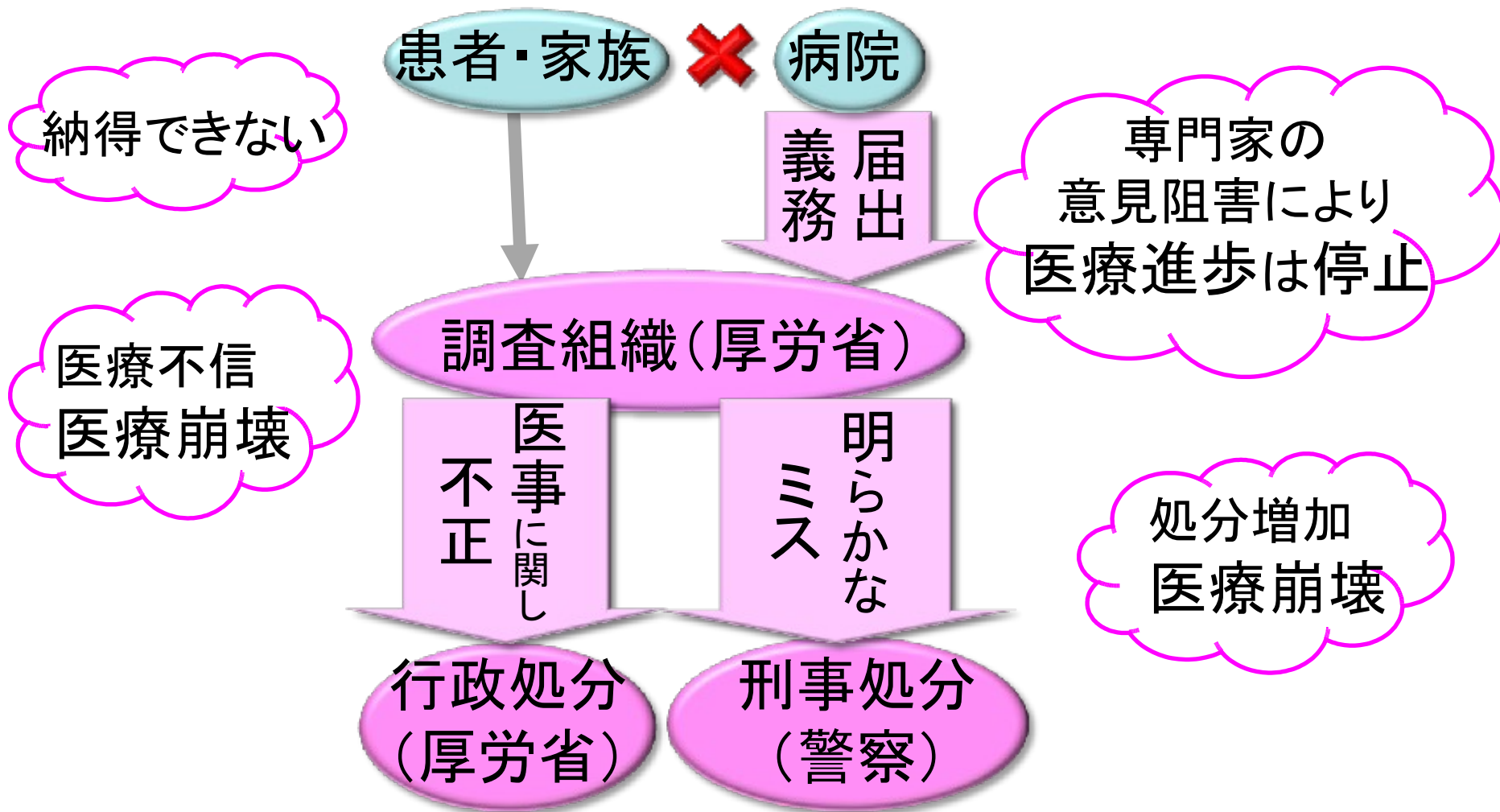
医師のみ(587人)



# 厚労省 第2次試案 10月17日

構造的にチェックがかからず暴走する

役人の意見



# 厚労省の構造的限界

約2年で交代する役人が、厚労省案を書く

「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会」事務局

二川一男氏

- 厚生省年金局確定拠出型年金制度準備室長
- 大臣官房参事官(総務担当)
- 医政局経済課長
- 医政局総務課長

平成18年7月～現在

佐原康之氏

役人の意見

- 平成元年金沢大学医学部卒
- 公衆衛生入局(小児科研修)
- 平成3年入省
- 和歌山県庁健康局
- 老健局老人保健課課長補佐
- 保険局医療課課長補佐
- 医政局 医療安全推進室長

平成18年9月～現在



# 厚労省・検討会委員の意見

厚労省第2次試案に対して

大村秀章 自民党座長

→厚労省・総務省・警察庁に委ねる

竹島康弘 日本医師会副会長

→賛同、全面的に協力

山口徹 虎の門病院長、モデル事業事務局長、  
厚労省検討会委員

→賛同

11月1日自民党 医療紛争処理のあり方検討会にて 11月2日メディアファクス

木下勝之 日本医師会理事、厚労省検討会委員

→「21条をそのままに」

10月20日中国四国医師会連合医事紛争研究会にて 10月23日メディアファクス

# 小松秀樹医師

漏れ聞く情報によれば、「医療事故調」に、  
**社会保険庁解体に伴って生じた余剰人員を**  
**吸収したい**という意図があるとのことだった。  
本当かどうか知る立場にないが、これが本当なら、  
**厚労省は、省益のために、将来の日本の**  
**基本設計の議論をないがしろにした**  
と非難されても仕方がない。

# 目次

- 患者の願い
- 厚労省による検討経緯
- 医療が刑事の対象とされた背景
- 厚労省による重複組織
- 厚労省の願い
- 患者の願いを実現する制度設計

# 目的ごとに患者側の願いを実現

患者の願い

まず院内対応

第三者の助け

目的: 当事者の「納得」のために個別対応

未整備

真相解明

事故調査委員会

他の専門家による  
セカンドオピニオン

誠意ある対応

院内

適正な金銭賠償

メディエーション

対話型ADR

※ADR: 裁判外紛争処理  
Alternative Dispute Resolutionの略

目的: 将来の患者のために病院レベルの対応

再発抑制

医療安全委員会

リスクマネージャー

学会などで  
情報共有

# 医療紛争処理に関する厚労省案と私たちの対案1

	厚労省による 調査組織肥大法案	現場からの医療改革推進協議会 医療事故ワーキンググループによる 医療事故等に関する患者支援法案(仮称)
コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療崩壊を促進</li> <li>・厚労省の組織焼け太り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>患者の権利実現</b>を具体的に支援する委員会を内閣府に設置し、二次医療圏ごとにその窓口を設ける。</li> <li>・厚労省の組織・権限拡大を許さない</li> </ul>
対象	<b>死亡例のみ</b>	<b>患者が真相究明を望む例</b>
院内メディエーション	なし	事故発生時に <b>患者をサポートする医療メディエーター</b> を各病院に配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本医療機能評価機構や大学などでのメディエーター養成事業の拡充</li> <li>・各医療機関への財政的サポート</li> </ul>
裁判外紛争処理機関(ADR <sup>1</sup> 機関)	なし	紛争解決の <b>多様な選択肢を患者に提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会、ADR法上の認証を受けた医療紛争を専門とするADRに対し予算措置</li> <li>・ADRを担う人材育成</li> <li>・民事的救済の充実</li> </ul>

# 医療紛争処理に関する厚労省案と私たちの対案2

	厚労省案	現場からの医療改革推進協議会案
調査	<p>・目的は矛盾(真相究明・再発防止・責任追及)</p> <p>・<b>全件届出義務化</b></p> <p>・<b>刑事処分・行政処分と連動するので真相究明は不可能</b></p> <p>・<b>届出・調査による不利益処分を禁じた次の指針等に違反</b></p> <p>日本学術会議「事故調査体制の在り方に関する提言」</p> <p>日本医師会「医師の職業倫理指針」</p> <p>“To err is human” Institute of Medicine N Engl J Med. 2006 May 25;354(21):2205-8</p> <p>National Medical Error Disclosure and Compensation (MEDiC) Bill</p> <p>ブッシュ大統領による一般教書演説</p> <p>厚労省医政局総務課 第2回医療安全対策検討会議議事録</p> <p>国際民間航空機条約(シカゴ条約)</p> <p>国家運輸安全委員会(NTSB)</p> <p>米国航空安全報告制度(ASRS)</p> <p>高久史磨先生インタビュー<sup>2</sup></p> <p>・厚労省主導(患者不在)の調査</p> <p>・<b>巨大組織を厚労省に新設(税金無駄遣い)</b></p>	<p>現場からの医療改革推進協議会案</p> <p>・<b>目的は患者の「納得」</b></p> <p>・<b>患者の意志で依頼</b></p> <p>・<b>専門家ネットワークが、患者主導の調査をサポート</b></p> <p>・<b>院内メディエーターや医療ADRとの有機的連携</b></p> <p>・<b>巨大組織は不要</b></p>

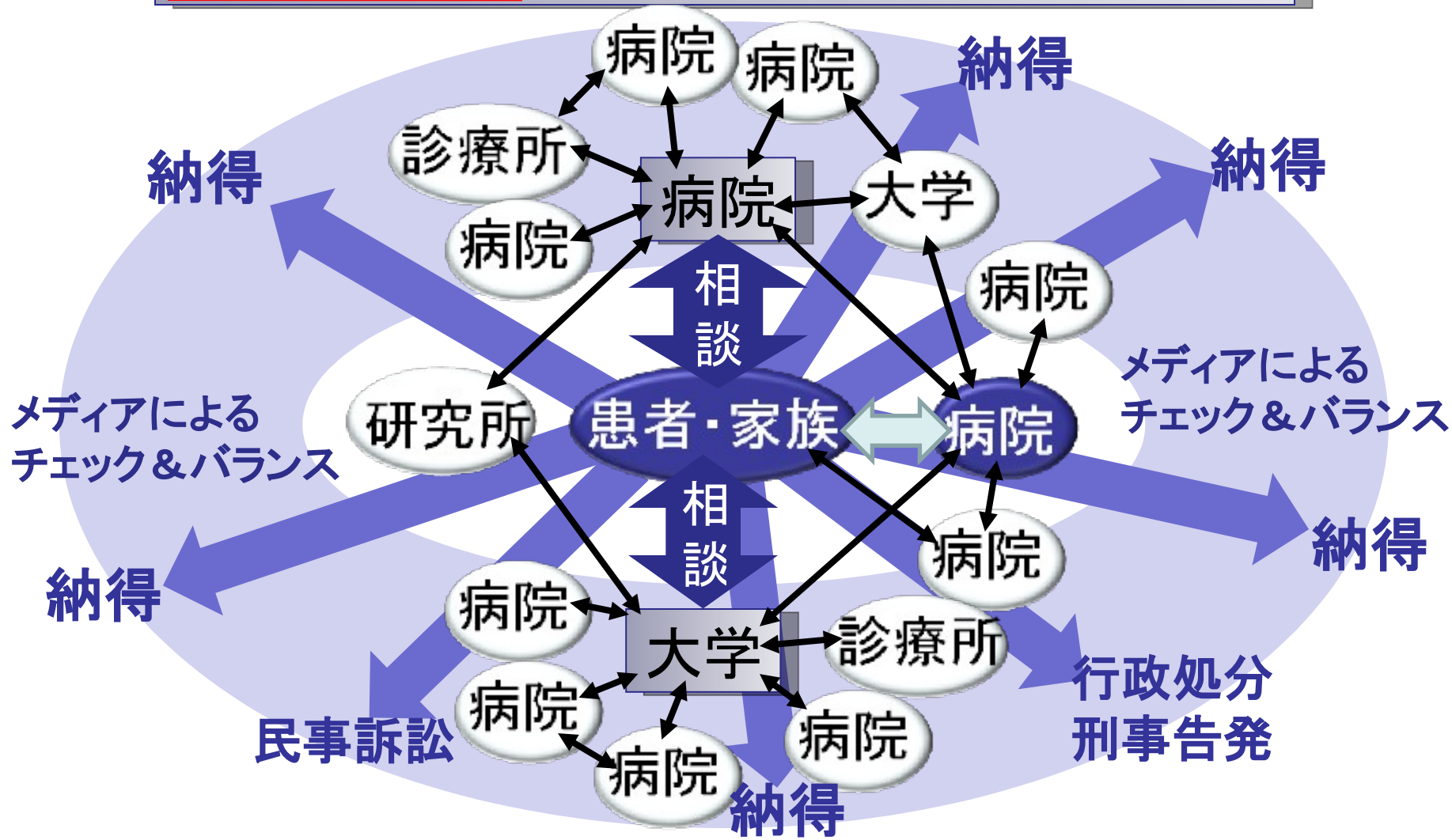
# 医療紛争処理に関する厚労省案と私たちの対案3

	厚労省案	現場からの医療改革推進協議会案
行政処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査組織へ全件届出の後、<b>厚労省経由で刑事処分・行政処分へ</b></li> <li>・<b>萎縮医療・医療崩壊</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>行政処分は厚労省が、刑事処分は司法機関が、厳正に実施。</b>検死体制を抜本的に強化。</li> <li>・<b>特に厚労省のずさんな医道審議会運営</b>について、人材・体制を抜本的に改革</li> </ul>
刑事処分		
医師法21条改正	<p><b>具体策なし</b></p>	<p>「<b>医師法21条削除</b>」又は「<b>警察への届出は、医師の死亡診断書がない死亡に限定</b>」</p>
真相究明を担う専門家・費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真相究明に協力した医療者に対する予算措置は明記なし</li> <li>・解剖担当医等の育成・確保</li> <li>・解剖費用に対する予算措置は明記なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真相究明に協力した<b>医療者に対する予算措置</b></li> <li>・解剖担当医等の育成・確保(<b>病理医・法医相互の研修・連携</b>)</li> <li>・<b>解剖費用</b>(各種検査を含む)に対する<b>予算措置</b></li> </ul>
その他	なし	<p>患者の求めに応じ、医療機関は診療録の写しを交付する</p>

# 現場からの医療改革推協議会案

## 患者の多様な願いを実現するサポート体制

多様な専門家によるセカンドオピニオン斡旋





# 医療事故等に関する患者支援法案（要綱）

## 第一章 総則

### （目的）

#### 第一

この法律は、医療事故等が発生した場合の原因究明、再発抑制、対話の確保、権利救済に関し、その円滑かつ適切な実現を図るため、医療事故等に関する患者支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び医師等の責務を明らかにし、医療事故等に関する患者支援の基本となる事項を定めることにより、患者支援対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

#### 第二

- ①この法律において、「医療事故等」とは、医療行為を起因として、患者が死亡した場合又は身体に重大な障害が残る結果を生じた場合をいう。
- ②この法律において、「患者等」とは、医療事故等により害を被った患者及びその家族又は遺族をいう。